

タイトル～<「認定問題」から、いよいよ【みなし機】の問題へ移行>

■「前倒し認定」の問題も、ぼちぼち確定したのか？

認定台数が、パチンコ・スロット合算して「概ね30%弱」と想定すると、認定台数は「120万台」程度と想定される。さすがに、全商協も回胴遊商も『想定外だった』と言わざるを得ない状況となり、以前から警告している様に、書類発行のタイムスケジュールは、明らかに遅れ遅れに成らざるを得ない状況になったし、まだ続くことになるだろう。未だに『1月31まで、まだ時間はある』とか言っているホールさんや業者さんがいますが、何度もお伝えしている通り、『警察は認定申請を』…と言っているが、そもそも『ホールには、その申請書類が届くのか？』と言う問題がある。そして結果的に、『警察へ申請書類が出せない』となると、その検定機は、他店舗の認定機と比較して「早い時期にみなし機になる」事になる。だからこそ、再三言っている様に「早めに対応する」事が大事です。

■規則改正施行による、設置使用可能の遊技機はどれになる？

規則改正による【前提条件】を再度確認してみますが…

<大前提>…改正規則施行以後、新規規則対応機以外は、全てホール使用不可になる。
つまり、ホールからみれば「全台撤去」となる訳です。

しかし、その大前提から、「検定機」と「認定機」においては、【法の不遡及】(＝遡及効)として【経過措置】が設けられ、「検定機・認定機」は、その有効期間においては設置使用が認められています。

そして警察庁は、『早期(前倒し)認定を認める』と言う措置取り、「全国の警察に通達(協力)」する事になりました。残るは、その【検定機・認定機以外の遊技機】ですが、いわゆる「みなし機」と言う呼称で言われます。

つまり、<大前提>から見れば、法的に設置使用を認められた「検定機・認定機」以外は、「違法の可能性のある設置」と言う事になります。(※:いわゆる「みなし機が違法機と言う事では無い」と、私は判断しています。)

今後、「みなし機＝違法機」として表現される方がいるとは思いますが「それは間違い」と私は申し上げておきたい。あくまでも、「違法性がある設置」であって、『遊技機そのものが違法機では無い』と言っておきたいと思えます。

■みなし機の「分類設置」の比率は、どのくらいになるのだろうか？

パチンコ・スロット含め、現在の全国の設置台数は「約450万台(P=280万台・S=170万台)」程度となります。

その内、現状での【検定機は約400万台】と想定。「残り50万台」の内、現在の【認定機は約20万台】と想定。

更に、現状でのいわゆる【みなし機は約30万台】程度と想定しています。

そして、現在の検定機の中から「約120万台が早期(前倒し)認定」と想定されます。更にその早期認定された遊技機は全て、『規則改正施行日以後、3年間の認定期間満了までに順次撤去されていく』事になりますが、【暫定措置】として、『しばらくの期間は、一部みなし機において、取締り対象外とする』と言う話があります。

さて、それらの「真実・現実」と、「合理的な解釈」が必要かと思えます。

<このコラムは、フリーコンテンツに該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください>
<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>

※以下、引き続きのコラム⇒【そこで、現在の「みなし機＝30万台(想定)は撤去すべき機種なのか?】については、会員専用の【有料コンテンツ】となりますので、ご了承願います。